

平成25年8月28日  
第3回吹田市公立保育所  
民営化庁内検討会議資料  
こども部保育幼稚園課

## 配付資料一覧

資料 1	「吹田市公立保育所民営化実施計画案」策定にあたり 外部アドバイザーからいただいた意見	・・・ 1
資料 2	吹田市公立保育所民営化庁内検討会議 アンケート結果 (第2回 8月1日実施分)	・・・ 5
資料 3	吹田市公立保育所民営化実施計画案	・・・ 7
参考資料 (別添)	吹田市保育所配置状況図 (12地域分割図)	・・・ 1
	民営化園選定基準の他市事例	・・・ 2
	公立保育所比較一覧	・・・ 3

# 「吹田市公立保育所民営化実施計画案」策定にあたり 外部アドバイザーからいただいた意見

## 2 民営化する保育所の選定の基本的な考え方(選定の基準)について

### (1) 民営化園選定基準 及び 実施年次選定基準

#### ア 選定基準の考え方

- (ア) 公平にわかりやすく合理的理由を一貫して説明できるような選定基準が必要であり、また民営化後の事業主体にとってどうかということも考える視点も必要である。
- (イ) 保護者の意向も配慮しながら、公平な選定基準を策定することが重要である。公立保育所の地域バランス、地域人口、民営化後の園運営の安定性・継続性等を総合的に勘案して選定することが必要である。
- (ウ) 公立保育所として残すべき必要性、建物・土地状況、近隣状況、民営化後の園運営の安定性・継続性等を総合的に判断して説明のできる選定基準を策定すべきである。
- (エ) 基準に基づき選定する過程で、差異の少ない園のいずれかを選ぶ状況になった場合に、さらに加味すべき他の項目等を精査しておく必要もある。

#### イ 配置の地域バランス

- (ア) 公立保育所の担うべき役割等も考慮すると、地域バランスを踏まえて選定することが望ましく、5つの園を選ぶ場合には、近隣から選ぶのではなく、分散したほうが良い。
- (イ) 他市でも地域ブロック単位ごとに民営化園を選定するケースが多く、吹田市も従来より市域を6つのブロックに区分し、街づくり等を検討してきており、6ブロックの区域割りを基礎として選定する方法もある。
- (ウ) 公立保育所の配置の地域バランスを勘案し、6ブロックの区域割りを基礎とするならば、まず、6ブロックから1園ずつ民営化園候補を選出し、さらに条件を限定し5園へ選定するのが望ましいのではないかと。
- (エ) 区域割りとして、6ブロックの区域割りや、幼保一体化施設の検討の際に用いている、それぞれをさらに2分割した12区域割り等が考えられるが、6ブロックから1園ずつ民営化園候補を選出するのか、12区域割りそれぞれに1園は公立保育所を残すの

か等、区域割りの考え方の精査が重要である。

- (オ) 公立保育所を市域にバランスよく配置する視点は重要であるが、別区域割りでも実際は近距離に配置されている公立保育所同士もあり、従来の区域割りにこだわりすぎず、実際の配置状況等に応じて民営化園を選定する視点も必要である。

#### ウ 建物・土地状況

- (ア) 民営化園選定にあたり、施設の老朽化や耐震化状況等を基準の 1 つとする場合、より新しい施設を移管すべきなのか、建替え・大規模修繕を前提としてより古い施設を移管すべきなのかにより、新旧どちらの保育所の民営化を優先すべきかも異なるため、市として方針を整理する必要がある。
- (イ) 民営化園選定にあたり、老朽化や耐震化状況等を基準の 1 つとする場合、建替えを視野に入れると、老朽化・耐震化対策のより必要な保育所が民営化の優先順位は高いと考えられる。
- (ウ) いずれの公立保育所も老朽化が深刻であることを踏まえ、民営化時に建替えは視野に入れるべきであり、施設の建替えやすさも民営化園選定の基準の 1 つとなりえる。
- (エ) 施設の老朽化等を民営化園選定の際に考慮しないならば、老朽化等の対策は別途講じることが望ましい。
- (オ) 敷地の広すぎるところは、土地賃借料等が有償であれば、経費がかかり、民営化後の園運営が難しいのではないかと懸念されよう。もし広すぎるなら分筆等の必要があろう。土地経費の負担が過度であると、そのしわ寄せが他で現れないかが懸念される。
- (カ) 敷地面積は民営化後の園運営の面では重要である。経費を考慮しなければ広い方がよいのは当然であるが、広すぎると経費がかかり園運営が困難であり、狭いと建替えの代替地等の用意が困難となる。事業者として、定員の大幅増や、保育所だけでなく子育てセンターを併設する等、事業計画自体をさらに検討する必要性が出てきてしまう。
- (キ) 敷地面積を民営化園選定基準の 1 つとする場合、敷地が狭すぎても広すぎても民営化後の園運営が難しいならば、一般的な私立保育所の敷地面積と比較して、平均面積に近い保育所は民営化の優先順位が高いと考えることもできる。
- (ク) 民営化後の保育所の定員変更を行わないならば、土地・建物が有償か無償かで園運営の状況は異なり選定にも関わる。せめて、土地・建物の有償化には一定の猶予期間が必要であらう。特に民営化後の 5 年間は事業者も苦勞する期間であり、配慮が必要である。

## エ 近隣状況

- (ア) 民営化園の選定基準として、近隣の私立幼稚園・保育所へ配慮する項目を入れる必要もあるのではないかと。また、近隣の私立幼稚園・保育所の定員に対する充足率等も加味し、近隣の私立幼稚園・保育所の意向も聴取することが望ましい。
- (イ) 国の幼保一体化の推進の方向性を鑑みると、近隣に私立幼稚園・保育所がある公立保育所を民営化した場合は、将来的に当該民営化園や近隣の私立幼稚園・保育所がこども園化した場合も当該近隣の私立幼稚園・保育所への影響が非常に大きいため、民営化にあたり一定の配慮が望ましい。
- (ウ) 同一区域割りに私立幼稚園・保育所が多いところは区域割り内全体の私立の施設数を考えるべきともいえる。将来的には子どもの数が減る中、同一区域割り内の公立保育所が民営化され、私立幼稚園・保育所が増えすぎてしまうという懸念もある。
- (エ) 昨今は、保育所の送迎をやむを得ず自動車にて行う保護者もいる。決して自動車での送迎を推奨するわけでないが、一定の駐車場の用意ができるのか等の配慮も民営化園選定にあたり必要ともいえる。近隣住人の迷惑となれば、民営化後は移管先の事業者がその責任や負担を負うことになってしまう。

## オ 安定的・継続的な園運営

- (ア) 安定的・継続的な園運営が見込まれる保育所を民営化園として選定することが望ましい。それが事業者選定の際に、良質な事業者の応募を促し保護者の安心にもつながるだろう。
- (イ) 民間事業者が将来にわたり安定的に園運営できるかどうかを民営化園選定の基準の1つとするならば、今後の当該区域割りの人口増が見込まれ、保育所入所待機児童数や就学前児童数が多い等は選定の要素となり得る。
- (ウ) 安定的・継続的に園運営できるということを民営化園選定の基準の1つとするならば、利便性等の実際の園運営のしやすさや、定員に対する充足率等も加味できないか。

## カ 幼保一体化と保育所民営化

- (ア) 市として、保育所民営化とは別で、幼保一体化施設への移行の検討も進んでいるとのことだが、両者はどう捉えるのか検討が必要であろう。
- (イ) 民営化園選定にあたり、市の幼保一体化施設の検討で用いている「施設検討の優先度」を保育所にあてはめることも基準の1つとなるだろう。
- (ウ) 幼保一体化と保育所民営化は優先順位をどうするのか精査が必要である。幼保一体化移行検討対象施設であることは、民営化園選定基準の1つとできるのか整理が必要である。

(エ) 幼保一体化する保育所を民営化することは難しいだろう。また、幼保一体化移行検討対象施設は民営化選定対象園から外すのであれば、選定の余地がない園も出てくるだろう。

## (2) その他 補足意見等

### ア 実施の基準の「民営化にあたっての保育所運営に関する条件」への補足意見

- (ア) 民営化園の民営化後の名称に関する条件を提示することが望ましい。
- (イ) 定員につき、民営化後に定員増が可能かの記載もあることが望ましい。
- (ウ) 延長保育の実施や常勤の専任の看護師の配置を条件とするならば、市として相応の助成を行うことが望ましい。
- (エ) 費用の徴収につき、徴収事例となる具体的内容等を公募の際には示しておくことが望ましい。
- (オ) 保護者会についての取扱等も示しておくことが望ましい。

### イ 選定の基準の項目外意見

- (ア) 実際に民営化園の選定がなされれば、保護者の動揺があるだろうが、市として丁寧な対応を行うことを望む。また、当然のことであるが、当該園の職員等が選定後の対応に追われ、保育が疎かになることはあってはならない。今後、子どもに負担がかからないようにすることが最も重要である。

## 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議 アンケート結果

(第2回8月1日実施分)

・傍聴希望者 83 人の内、69 人の方よりご回答をいただきました。

質問1 お住まいはどちらですか。

吹田市内・・・52人    市外・・・15人    (無記入・・・2人)

質問2 吹田市公立保育園の保護者の方ですか。

はい    ……12人 (複数クラス回答あり)

0歳児クラス・・・0人    1歳児クラス・・・1人    2歳児クラス・・・3人

3歳児クラス・・・2人    4歳児クラス・・・5人    5歳児クラス・・・4人

いいえ    ……53人

(無記入    ……4人)

質問3 この民営化庁内検討会議を何でお知りになりましたか。

(複数回答あり)

市ホームページ・・・17人    市役所掲示板・・・2人

保育園掲示・・・27人    その他・・・19人 (無記入・・・9人)

・8/1の会議内容や運営方法について、また、その他ご意見など

## 1 会議内容

ア 民営化する必要があるのかもはっきり議論してほしい。

イ 民営化には納得できない。

ウ 「民営化ありき」の委員発言がみられるのは残念である。

エ 委員意見にもあったが、民営化するならば今より良いものとなるよう、また、子どもが健やかに育つようにしてほしい。

オ 市として民営化後も責任を持つということを具体的に示してほしい。また、そのような民営化の実施計画としてほしい。

カ 民営化検討にあたり、現在の公立保育所の保育内容を一定は継承し、子どもや保護者のことを一番に考えてほしい。

キ 民営化後も市として責任を果たし、原則として現在の公立保育所の保育内容を継承すると聞き、少し安心した。

ク 他市の民営化事例の検証をしてほしい。

ケ 他市の民営化事例ばかりでなく、「子育てするなら吹田」という言葉を踏まえた吹田市独自の民営化を検討してほしい。

コ 保育内容の向上方策を具体的に示してほしい。

- サ 民間の自由な発想・柔軟さというが、民間園の良さを具体的に示し、それが民営化で発揮できるようにしてほしい。
- シ 民設民営で公的責任が果たせるのか不安である。
- ス 民営化5園を選定してから保護者説明会を開催するのでは、話し合う姿勢が感じられない。
- セ 民営化後の事業者選定の委員会に保護者や園の代表者や法律家を含めてほしい。
- ソ 民営化後の事業者選定の具体的内容を示してほしい。
- タ 三者懇談会をどのように行うのか、もっと議論が必要である。
- チ 合同保育が1年間では短く、急な環境の変化を子どもにもたらずのではないか。
- ツ 事業者に応募してもらうために民営化にあたっての保育所運営に関する条件を緩くするのは、本末転倒である。
- テ 障がい児保育をどのように行うのか、もっと議論が必要である。
- ト 地域支援事業をどのように行うのか、もっと議論が必要である。
- ナ 民営化後の施設の老朽化対策を具体的に示してほしい。

## 2 運営方法

- ア もっと時間をかけて丁寧に議論してほしい。
- イ 会議を公開とし傍聴可能としたことは評価する。
- ウ 夜間の開催は、傍聴しやすく評価する。
- エ 傍聴定員の増員を行ったことは評価する。
- オ 会場には入れなかったが、別室で会議音声聞いてよかった。
- カ 会場に入りきれない傍聴希望者がいるならば、より大きな会場で開催すべき。
- キ 別室で会議音声のみを聞く場合、どの委員が話しているのかわかりづらいので、発言前に委員名を名乗ってほしい。
- ク 傍聴定員のあることや、別室で会議音声が聞けることを事前にもっと周知してほしい。
- ケ 次回会議開催日程の発表は、もっと早く行うべき。
- コ この民営化庁内検討会議を外部アドバイザーに参加してもらい開催してはどうか。
- サ 検討の途中経過の情報提供をもっとしてほしい。
- シ 「お役所言葉」でなく、もっと保護者にわかりやすいものとしてほしい。
- ス 会場案内者がいて場所がわかりやすかった。
- セ 保育所利用保護者、育児中の方、現場の方などの市民の意見を聞く機会を設けて会議を運営してほしい。
- ソ このアンケート結果やそれに対する市としての回答を示してほしい。

## 吹田市公立保育所民営化実施計画(案)

### 3 民営化する保育所の選定の基本的な考え方

#### (1) 民営化園選定基準

本市には公立保育所は18園あり、市域に広く配置されています。

民営化園選定にあたっては、公立保育所が配慮や支援を必要とする児童を多く受け入れているというセーフティネット的な役割と、地域の子育て支援の地域拠点としての機能などを考慮し、まず公立保育所が市域に適正に配置されることを最も重視するものとします。そのうえで、民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているのはどの園であるかを総合的に判断し、民営化する5園を選定することとします。

#### ア 選定基準1 公立保育所の適正な配置を重視して判断する。

(ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置する。

(イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置する。

#### イ 選定基準2 民営化した場合により安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断する。

- ① 地域の人口が多いこと
- ② 地域の就学前児童数が多いこと
- ③ 地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと
- ④ 園児の充足率が高いこと
- ⑤ 地域の今後の開発見込み戸数が多いこと
- ⑥ 保育所敷地面積が適正規模であること

#### ウ 補足的な選定基準 選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定することとします。

#### (2) 実施年次選定基準

民営化する順位については、民営化する5園を選定後、各園の選定基準2の各条件について順位付けを行い、すべての順位の合計点が小さい保育所から順に民営化することとします。



## 選定の基本的な考えに基づいた民営化の年次計画

### 民営化時期及び民営化保育所名

民営化時期	民営化保育所名
平成28年4月1日	A保育園
平成29年4月1日	B保育園、C保育園
平成30年4月1日	D保育園、E保育園